

岐阜県高齢者施設等物価高騰対策支援金交付要綱

令和5年7月31日制定

令和5年12月25日改正

令和6年4月25日改正

令和6年12月19日改正

令和7年6月2日改正

(総則)

第1条 県は、物価高騰により著しい影響を受ける、介護保険施設、居宅サービス事業を行う事業所、地域密着型サービス事業を行う事業所及び老人福祉施設（以下これらを「施設等」という。）の持続的なサービス提供を支援するため、予算の範囲内で、支援金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(対象事業者)

第2条 支援金の交付の対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）は、令和7年4月1日時点で、県内に所在する別表1に掲げる施設等（令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間に災害その他やむを得ない事由を除き、廃止又は休止（予定を含む。）する施設等を除く。）を運営している者とする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業者となることができない。

- (1) 暴力団（岐阜県暴力団排除条例（平成22年岐阜県条例第54号。次号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員等を使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している

者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

- (9) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、無資格受給又は不正受給を行った者
- (10) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、国、岐阜県又はその他の地方公共団体からの返還依頼等に応じていない者
- (11) 第5条第1項の規定による申請をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに応じない者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める者

(支援金の額)

第4条 対象事業者に交付する支援金の額は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間に対象事業者が支出する食材料費の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を対象とし、別表1の第1欄に定める区分に応じて第2欄に定める額を交付する。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする対象事業者は、様式1に別表2に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 2 申請書類の提出期限は、知事が別に定める。

(交付の決定等)

第6条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 知事は、支援金の交付の決定をしたときは、当該申請をした者に支援金を交付するものとする。
- 3 知事は、支援金の不交付の決定をしたときは、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 前条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して支援金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、前条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、支援金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に支援金が交付されているときは、知事は、次条の規定により、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

(支援金の返還)

第8条 知事は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第9条 対象事業者は、前条の規定により支援金の返還を命ぜられた場合であって知事が必要と認めるときは、その命令に係る支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、対象事業者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3 対象事業者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(立入調査等)

第10条 知事は、この要綱に基づく支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、対象事業者に対して報告を求め、又は対象事業者の事務所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(帳簿等の保存期間)

第11条 対象事業者は、支援金の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、申請の日の属する年度の翌年度以降5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る支援金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る支援金から適用する。ただし、令和5年10月20日以前に第5条第1項の規定による申請が行われた支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る支援金から適用する。ただし、令和6年3月31日以前に第5条第1項の規定による申請が行われた支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る支援金から適用する。ただし、令和6年6

月 7 日以前に第 5 条第 1 項の規定による申請が行われた支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の予算に係る支援金から適用する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日以前に第 5 条第 1 項の規定による申請が行われた支援金については、なお従前の例による。

別表 1（第 2 条、第 4 条関係）

1 対象となる施設等	2 金額（1 施設等あたり）
入所サービスを提供する施設等（入所系） ・介護老人福祉施設（地域密着型を含む。） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・短期入所生活介護事業所 ・短期入所療養介護事業所 ・軽費老人ホーム ・養護老人ホーム ・特定施設入居者生活介護事業所の指定を受けている有料老人ホーム（地域密着型を含む。） ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービス） ・看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービス） ※短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所については、空床利用型を除く。 ※ユニット型と従来型を同一建物または併設して運営している場合は合算した定員数に応じた金額とする。 ※短期入所生活介護事業所（併設型）と本体施設はそれぞれの定員に応じた金額とする。	定員 20 人未満 108,000 円
	定員 20 人以上 40 人未満 324,000 円
	定員 40 人以上 60 人未満 540,000 円
	定員 60 人以上 80 人未満 756,000 円
	定員 80 人以上 100 人未満 972,000 円
	定員 100 人以上 120 人未満 1,188,000 円
	定員 120 人以上 140 人未満 1,404,000 円
	定員 140 人以上 160 人未満 1,620,000 円
	定員 160 人以上 180 人未満 1,836,000 円
	定員 180 人以上 200 人未満 2,052,000 円
	定員 200 人以上 220 人未満 2,268,000 円
通所サービスを提供する施設等（通所系） ・通所介護事業所（地域密着型を含む。） ・通所リハビリテーション事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービス） ・看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービス） ※通所リハビリテーション事業所については、保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。	63,000 円

※利用定員は、令和 7 年 4 月 1 日時点のものとする。

別表 2（第 5 条関係）

1	様式 2	支援金額算定調書
2	様式 3	振込先確認書
3	様式 4	誓約書